

第25期佐世保市農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時 令和6年2月27日(火) 13時30分から15時

2 開催場所 総合教育センター 中研修室1、2

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	廣瀬 忠之	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	本城 充	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	磯本 安男	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義
委員 8番	手光 晴也	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員
なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	永田 照雄	中里地区	永田富士夫
江上地区	古川 清志	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
早岐地区	久野 孝典	宇久地区	畠中 辰秀
日宇地区	丸田 浩行	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	山中 幸治	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員
なし

7 農業委員会事務局職員
事務局局長 有富 暢一

事務局次長 小長 賢二
事務局係長 博多屋 孝昭
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局係長 田村 友哉
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主査 田中 豊

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第62号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第63号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第64号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第65号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第66号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第67号議案 非農地証明願について
第68号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第69号議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について
第70号議案 農用地利用集積計画（案）について
第71号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による要請（案）について
第72号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告5 非農地通知について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告8 宇久メガソーラーについて

9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第9回総会を開会いたします。一、開会。
会長挨拶。

会長 皆さんこんにちは。本日は少し肌寒くなりましたが、お身体に十分注意されてお仕事に励んでいただけたらと思います。

さて、2月13日から14日の日程で農業委員研修を実施いたしましたが、ご参加いただいた皆様におかれましては大変お疲れ様でした。日程が合わずに参加できなかった皆様におかれましては、大変申し訳ございませんでした。次年度は日程等をよく検討して、全員出席で研修を実施したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2月26日から3月市議会が開会されました。

後、地域の農業の将来像を示す地域計画の策定について、現在、農政課とともに作業を進めていることと思いますが、出来る所から始めていくなど、後で慌てることのないようにしていただけたらと思います。

それでは本日もご審議の程よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。現に在任する委員19名のうち19名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、推進委員についても全員出席となっておりますことを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、18番 内野正実委員、19番 大宅和子委員、補充として1番 廣瀬忠之委員をお願いいたします。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

第62号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第62号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明に入る前に、議案の1ページから10ページの差替について本日お配りしておりますので、そちらをご覧くださいながら説明したいと思います。また、その他事務局報告事項として、本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について、本議案の案件に関連しますので先行して報告させていただきます。それでは、お手元に配付しています、その他1違反転用事案報告についての資料をご覧ください。

～説明～

議案に戻ります。

1番、鹿町地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町下歌ヶ浦の2筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は2筆合計117.62㎡です。転用目的は住宅用地。施設は既存住宅1棟木造平家建、建築面積136.06㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項とし

して、こちらは樋口ダムから南に約350mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。建築から32年が経過し、周辺に被害を及ぼしたことはない。日照通風、建築から32年が経過し、周辺の営農条件に支障を及ぼしたことはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。2月6日に松田推進委員と事務局で現地を確認いたしました。本人は施設に入所されているとのことで直接お話は出来なかったのですが、やむを得ないとして見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 鹿町地区、松田です。今委員が言われたとおりで問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第62号議案については許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第63号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第63号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は川下町。地目は、登記田、現況休耕。面積は391㎡です。転用目的は漁業従事者住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟軽量鉄骨造平屋建、建築面積116.95㎡、併用地ありで計画全体面積は393.64㎡です。耕作者なし。農地区分は、MR大学駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはMR大学駅から東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減5.5m程度。排水計

画、雨水は水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は漁業従事者住宅で許可不要です。

2番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は吉井町踊瀬の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計396㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は住宅1棟、軽量鉄骨造二階建て、建築面積101.12㎡。耕作者なし。農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは下橋川内公民館から西に約220mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、最低0.2m。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減7.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関連は都市計画区域外です。

3番、小佐々地区。こちらが、先ほど先行して違反転用事案報告の2番で報告した案件の申請となります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は小佐々町田原の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計147㎡です。転用目的は一般個人住宅への進入路。権利は、所有権移転贈与です。耕作者なし。農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保市立小佐々小学校から北に約245mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。平成2年の施工以降被害を生じさせたことはない。日照通風、周辺に農地は無く、平成2年の施工以降被害を生じさせたことはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関連は都市計画区域外です。

以上ですが、3番の案件については、関係する委員の方がおられます。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 3番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 3番小佐々地区については私の方から調査結果を報告します。
事務局から違反転用事案の指導状況についての説明がありましたとおり、1月22日に松田推進委員と事務局とで現地を確認してきました。特に問題はないと見てきました。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 小佐々地区、松田です。以前は田んぼだったのですが、今は全部住宅になっている所です。特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは、3番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。3番の案件については許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。
1 番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。2月24日に富川推進委員と現地を確認いたしました。ここは田んぼですが休耕で、道路沿いに住宅が建ってしまっていて、三方を住宅に囲まれているような場所です。仕方ないのかと思って見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区、富川です。今伊賀崎委員が言われたとおりで、問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、2番吉井地区。

1 3 番 1 3 番水口です。2月22日に末永推進委員と現地を確認いたしました。現地は、ここ数年の間で周辺の住宅化が進んでいるようなところで、この土地も10年程前から荒地となっている状況です。現地確認にあたりましては、まだ残っている田がありますので、今回の転用によって用排水関係や日照などに支障がないかとの視点で確認しましたが、特に問題ないと判断しました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区、末永です。今水口委員が言われたとおりです。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、1番2番の案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第63号議案については許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第64号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第64号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、棚方町の1筆の一部。地目は、登記田、現況休耕。面積は1,101㎡です。転用目的は駐車場及び資機材等置場の設置のため。権利は、賃借権設定、2年間です。施設は、資材置場514㎡、駐車場21台。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは真申公園から東に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.1m。緩衝地を設ける。砕石を厚さ10cm程度で敷き均し端部まで転圧を行う。日照通風、隣接する農地はなく、建物等は建設しないため、被害のおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。なお、農地復元計画書の内容としましては、表面砕石撤去、土木安定シートを撤去後に整地を行う。となっています。
以上ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。2月24日に富川推進委員と現地を確認してきました。ここは以前も資材置場として一時転用申請があっていたところですが、再び駐車場及び資材置場として使用することです。この土地は山に囲まれており、農地としては利用が難しいような場所で、特に問題ないとして見てきました。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。委員が言われたとおり問題ありません。以上です。

議長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第64号議案については許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第65号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第65号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。当初申請者、変更申請者は記載のとおりで変更ありません。申請地については、当初計画は小野町の4筆。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画はクレーン設置及び資機材設置の場所で計画変更後の転用目的に変更はありません。変更の理由としましては、当初令和6年3月まで西九州自動車道小野橋上部工工事において、クレーン設置及び資機材置場として申請地を使用する予定であったが、下部工事業者からの引き渡し時期の遅れが生じたことから着手時期が遅れ、施工完了が令和6年12月となったため、期間の延長を申請するものです。復旧後の耕作者あり、農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは小野町公民館から北東に約380mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高3.0m。川べりに大型土のうを設置して、河川への土砂流出が起らないようにする。日照通風、周辺に農地は無く、建物も建設しないため、周辺への営農条件に支障を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。なお、当初申請は令和4年10月14日に申請が行われ、同年11月15日付で許可となっております。当初計画期間は令和4年11月15日から令和6年4月14日までの1年5か月間。今回の計画変更申請で8か月間延長して、令和6年12月31日までに農地復元を行うこととなります。

2番、宇久地区。本案件は当初許可を受けた期間の延長となります。当初申請者から変更はありません。申請地所在は、当初が宇久町神浦の15筆の一部。地目は、登記畑、原野、現況原野、畑、雑木林、田。面積は15筆合計1,035㎡で、計画変更後も変わりありません。転用目的、権利関係、施設全て当初計画と変更ありません。変更の理由は、悪天候による作業の一時停止及び入島船の欠航による作業・機材搬入の遅延、また掘削地点の掘進に予定により時間を要しているため。となっております。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用する。盛土、切土の造成工事は一切行わないため、被害を及ぼす恐れはない。日照通風、三脚櫓であり、隣接する農地と距離があるため、日照通風に被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は、生じない。添付書類は記載のとおりです。なお、当初申請は令和5年9月14日に申請が行われ、同年10月13日付で許可となっております。当初計画期間は令和5年10月13日から令和6年2月29日までの5か月間。今回の計画変更申請で2か月延長して、令和6年4月30日までに農地復元を行うこととなります。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願ひします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。2月24日に富川推進委員と現地を確認してきました。工事が遅れた原因については事務局から説明がありましたとおりです。やむを得ないとして見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願ひします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。委員が言われたとおりで問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、2番宇久地区。

1 5 番 1 5 番西尾です。2月23日に畠中推進委員と現地を確認してきました。許可期間延長とのことですが、通常は40～60m程で基礎岩盤にあたるらしいのですが、この土地は地盤が深いため、掘進に時間がかかっているところが主な原因のようです。その他は問題ありません、よろしくお願ひします。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願ひします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員が言われたとおり問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 それでは、第65号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願ひします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第65号議案については許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第66号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、事務局の説明をお願ひします。

事務局 はい、第66号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、宮地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町の一筆

の一部。地目は、台帳畑、現況樹園地。面積は95㎡です。転用目的は一般住宅用地です。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の樹園地となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第3種農地です。こちらは、JR南風崎駅付近に位置しています。変更理由は記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、一般住宅用地です。

2番、柚木地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、高花町。地目は、台帳田、現況田、遊休農地。面積は889㎡です。転用目的は、事務所建物用地、駐車場、資材置場。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、長崎県農業共済佐世保支所付近に位置しています。変更理由は記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で事務所建築等です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。2月24日に坂口推進委員と転用者とで現地を確認してきました。この場所は今住宅が建っている所に隣接する農地です。息子さんが帰ってきて住宅を建築するとのことで、特に問題はないとして見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。今阿波委員が言われたとおり、何ら問題ないと思ってきました。以上です。

議 長 続きまして、2番柚木地区。

8 番 8番手光です。2月23日に山中推進委員と現地を確認してきました。何ら問題ないかと見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

山中委員 柚木地区の山中です。手光委員が言われたとおりですよろしくお願いたします。

議 長 それでは、第66号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第66号議案の案件につきましては、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。
続きまして、第67号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第67号議案 非農地証明願について説明いたします。
1番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は江上町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は54㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは市立東明中学校から南東に約300mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。
以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2番 2番北村です。2月23日に古川推進委員と願出人とで現地を確認してきました。ここは自宅に行く進入路として昭和20年頃から使用されている状況でありまして、コンクリート舗装もされていて農地に戻ることはないと思いますので、仕方ないとして見てきました。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員が言われたとおり特に問題ありません。以上です。

議長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第67号議案について、非農地証明を交付することといたします。
続きまして、第68号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 第68号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、指方町の2筆、地目は登記畑、現況畑。面積は、2筆合計1,943㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転

売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、指方町の1筆、地目は登記田、現況田。面積は、1, 192㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

3番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、下の原町の3筆、地目は登記田、現況田。面積は、3筆合計5, 003㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

4番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、踊石町の1筆、地目は登記田、現況田。面積は、510㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

次に、使用貸借権です。1番宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、瀬道町の19筆、地目は登記田、畑、現況田、畑、樹園地、休耕地。面積は、19筆合計17, 139.9㎡、農用地区域、権利の種類は使用貸借権です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。なお、この案件は、経営移譲年金の受給に伴い、平成16年から20年間使用貸借を結んでいたもので、今回期限を迎えたため継続して使用貸借を行うものです。

以上5件について、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番2番江上地区。

2番 2番北村です。1番の案件については、1月30日に古川推進委員と譲受人と事務局とで現地を確認してきました。この土地の隣接地を譲受人が耕作されていて、これから今回の土地も畑として利用するとのことで何ら問題はないと思います。

2番の案件については、2月8日に古川推進委員と現地を確認してきました。譲受人の長男さんが近々帰ってくる予定とのことで、農地を増やしたいとのことです。特に問題はないと思います。以上です。

議長 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。1番2番ともに北村委員が言われたとおりで問題ありません。

議長 長 続きまして、3番三川内地区。

4番 4番中里です。2月24日に迎推進委員と現地を確認してきました。譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、現在も譲受人が耕作されている状況で特に問題はないと思います。よろしくお願いたします。

- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。
- 迎 委 員 三川内地区の迎です。委員が言われたとおり問題ありません。よろしく願いいたします。
- 議 長 続きまして、4番皆瀬地区。
- 1 0 番 10番辻です。2月23日に山口推進委員と大宅委員とで現地を確認してきました。この土地については、譲渡人が遠方において管理が出来ないとのことで、現在、譲受人が耕作をされている状況で何ら問題ないと思います。以上です。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。
- 山口委員 皆瀬地区の山口です。委員が言われたとおり問題ありません。よろしく願いいたします。
- 議 長 続きまして、使用貸借権の1番宮地区。
- 3 番 3番阿波です。2月24日に坂口推進委員と現地を確認してきました。借受人と貸渡人は親子関係でありまして、今回、使用期間の更新とのことで、特に問題はないとして見してきました。以上です。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。
- 坂口委員 宮地区の坂口です。委員が言われたとおりでありまして、意欲的に耕作されている農家さんです、よろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、第68号議案について何かご意見等ございませんか。
はい、西尾委員。
- 1 5 番 15番西尾です。宮地区の1番、使用貸借の案件についてですが、現況で休耕が4筆あるようですが、その点について指導等は行われましたでしょうか。
- 事 務 局 今後、そこも併せて耕作していく計画とのことです。
- 1 5 番 15番西尾です。樹園地として利用されている所もあるようですので、使用期間内での有効的な活用についての指導をお願いします。
- 議 長 他にご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第68号議案について、許可をすることといたします。
続きまして、第69号議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第69号議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について、説明に入る前に、一点議案に修正がございます。議案の右側引き続き農業に従事していた期間について、令和5年2月現在、と記載しておりますが、令和6年2月の誤りです。修正をお願いいたします。説明に戻ります。例年、この時期に、贈与税と不動産所得税の納税猶予継続手続きを行っており、今回の証明対象者は世知原地区1名、宇久地区1名の合計2名となります。納税猶予者は3年に一度、継続の届出を税務署及び県北振興局に提出しなければなりません、その届出の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回の議案として上程しています。
以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番世知原地区。

14番 14番田中です。2月26日に尾崎推進委員と現地を確認してきました。申請者は野菜の専業農家で全て耕作されています。野菜の作付けから販売までなされており、何も問題ありません。よろしくをお願いします。

議長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。田中委員の言われたとおりで問題ありません。よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、2番宇久地区。

15番 15番西尾です。2月25日に畠中推進委員と現地を確認してきました。申請者は和牛繁殖をされていまして、農地について適切に管理されています。特に問題はありません。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

島中委員 宇久地区の島中です。西尾委員が言われたとおり、証明の交付について問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 それでは第69号議案につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第69号議案については、証明を交付することといたします。
続きまして、第70号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第70号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区2件、江上地区1件、宮地区2件、三川内地区3件、早岐地区1件、皆瀬地区3件、中里地区3件、世知原地区1件、江迎地区2件、鹿町地区5件の合計23件。
解除条件付利用権の設定は、吉井地区2件。
所有権の移転は針尾地区1件、宮地区1件の合計2件となっております。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
なお、利用権の設定の4番、5番、13番、14番、15番につきましては、委員の案件になりますので、この件を先行した形でのご審議をお願いいたします。以上です。

議長 利用権の設定の4番、5番、13番、14番、15番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。まずは4番5番の案件に該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは、4番5番の案件について、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。4番5番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。4番5番の案件については、承認されました。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、利用権の設定の13番14番15番の案件に該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、13番14番15番の案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。13番14番15番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。13番14番15番の案件については、承認されました。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件につきまして審議いたします。何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第70号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。
続きまして、第71号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第71号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、ご説明いたします。要請(案)につきましては、中間管理機構からの転貸が柚木地区2件、大野地区1件の合計3件、権利の移転が柚木地区1件、計画

されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
ご審議、よろしく願いいたします。

議 長 それでは第71号議案につきまして、何かご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第71号議案は、全て承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

続きまして、第72号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第72号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、江上地区4件、宮地区6件、三川内地区3件、早岐地区1件、柚木地区2件、吉井地区2件、世知原地区1件の合計19件の申し出がっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
ご審議、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、第72号議案につきまして何かご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第72号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。
以上で議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
事務局の報告をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

- 報告 3 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
- 報告 4 裁判所及び法務局への農地現況回答について
- 報告 5 非農地通知について
- 報告 6 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告 7 農用地利用集積・配分計画解約通知について
- 報告 8 宇久メガソーラーについて

1 5 番 15番西尾です。報告8の件で外国人の雇用に関してですが、事業者と地元の行政センター、区長会、学校関係といった方々が集まって安全対策協議会を作っており、その協議の中で、もう外国人は雇用しないということで事業者と約束をしていたのに、いざ工事が始まったら外国人を入れるとして、区長会に回覧板みたいなのが回っている所があるそうです。行政も入って協議した中での約束が守られないというのは非常に残念なことです。承認した農業委員会からも約束事はちゃんと守って工事を行うよう、指導が必要だと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 外国人の作業員に関することにつきましては、農地法に直接関連がありませんので事業者に対して言いにくいところではありますが、地元に対して誠実に取り組んで欲しい旨は農業委員会の意見として常々申し上げておりますので、今回いただいたご意見につきましても事業者に申し伝えたいと思っております。

議長 西尾委員、それでよろしいでしょうか。

1 5 番 はい。

議長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【目標地図の素案作成に係る経営意向調査の発送について】
【視察研修の清算報告について】
【令和6年度「農地等利用最適化推進施策の改善について」の意見提出について】
【宮中献穀事業への寄付のお願いについて】
【ワンデスクシステムについて】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います。副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日も、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。
これもちまして、第9回総会を閉会いたします。お疲れさまでした。